

講演内容

テーマ① 「契約不適合責任に関する契約書・重説の書き方

～特約・容認事項作成のポイント～ (約 90 分)

おおかわ たかゆき

大川 隆之 氏 弁護士 (深沢綜合法律事務所)



～講師プロフィール～

【略歴】平成 10 年 3 月中央大学法学部法律学科卒業、同年 11 月司法試験合格、平成 12 年 10 月弁護士登録・深沢綜合法律事務所入所、令和 6 年 4 月同事務所共同代表就任。

【講師】宅地建物取引士法定講習講師、中央大学法科大学院実務講師 (平成 23～26 年)、中央大学法学部講師 (平成 27 年～現在)。

【著書】「全宅連版わかりやすい売買契約書の書き方」監修、「最新 宅地建物取引実務マニュアル」(新日本法規出版・共著)、「問答式 マンションの法律実務」(同) その他。

～講演内容～

令和 2 年 4 月 1 日施行の改正民法により瑕疵担保責任が「契約不適合責任」に転換されたことを契機に、これに関する特約・容認事項の活用が一般的になりましたが、これを漫然と契約書に入れ込むと、かえってトラブルになりかねません。

本講演では、最近のトラブル事例も参考にしながら、契約不適合責任に関する特約・容認事項の作成のポイントと文例について解説します。

テーマ② 「奈良県における新築・中古戸建や

マンション売買のマーケット動向」(約 60 分)

くぼ まさき

久保 真樹 氏 株式会社リクルート SUUMO 売買営業部
関西・東海グループ エリアエージェント



～講師プロフィール～

2022 年株式会社リクルートへ入社。住まい売買領域にて、エリアエージェントとして関西エリア全域・東海エリア全域の地域密着型の不動産会社様への営業訪問担当として従事。

～講演内容～

関西全域および奈良県の売買領域における最新マーケットトレンドと、カスタマー動向についてお話しいたします。

テーマ③ 「農業振興地域の整備に関する法律 (農振法) の改正について」

奈良県食農部担い手・農地マネジメント課 担当者より (約 30 分)

～講演内容～

昨夏、農振法が改正され、国民に対する食料の安定供給を確保することを目的として農地の総量確保を図るため、国及び都道府県において確保すべき農用地の面積の目標達成に向けた措置が強化されました。令和 7 年 4 月より同法が施行されており、今回改正法の概要について説明します。